

「国民の声」を聴く会設置要綱

令和元年7月30日
出入国在留管理庁長官決定

1 名称

「国民の声」を聴く会

2 目的

「国民の声」を聴く会（以下単に「会」という。）は、多文化共生社会の実現に向けた様々な課題の把握及びその対応策の策定のための検討に資するよう、地方公共団体、経済団体、労働団体、外国人支援団体等を含め、多文化共生施策に係る意見等について、広く関係者の声を聴くことを目的とする。

3 会の構成

- (1) 会の議長は、出入国在留管理庁長官とする。
- (2) 会は、出入国在留管理庁の職員で、出入国在留管理庁長官が指名した官職にある者をもって構成する。
- (3) 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

4 会の庶務は、出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。